

別表十二（十七）の記載の仕方

- この明細書は、青色申告書を提出する法人で電気事業法第2条第1項第1号（定義）に規定する一般電気事業又は同項第3号に規定する卸電気事業を営むものが、措置法第57条の4（原子力発電施設解体準備金）又は平成12年改正前の措置法第54条の4（原子力発電施設解体準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 「当期の累積限度額
(7)× $\frac{85\text{又は}90}{100}$ ×(6)⁸」は、当期が平成12年4月1日以後に開始した事業年度である場合には「85又は」を消し、平成12年3月31日以前に開始した事業年度である場合には「又は90」を消して記載します。
- 「積立限度超過額
(3)-(10)、(3)-(34)又は(3)-(37)¹¹」は、当期が平成12年改正措置法令附則第14条第1項又は第2項（原子力発電施設解体準備金に関する経過措置）（以下「経過措置」といいます。）の適用を受ける同条第1項に規定する改正事業年度である場合には「(13)-(10)、」及び「又は(3)-(37)」を消し、経過措置の適用を受ける改正事業年度後の事業年度である場合には「((3)-(10)、(3)-(34)又は)」を消し、経過措置の適用を受けない事業年度である場合には「、(3)-(34)又は(3)-(37)」を消して記載します。
- 「経過措置の適用がある場合の積立限度額の計算」の各欄は、経過措置の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「累積限度超過額の計算」の各欄は、記載を要しません。